

行動障害支援体制・精神障害者支援体制について(公表)

相談支援事業所あすなろでは「行動障害支援体制加算」「精神障害者支援体制加算」の対象となる研修を修了した相談支援専門員を令和3年5月より配置しています。

① 行動障害支援体制加算

行動障害のある知的障害者や精神障害者の方々に対して適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了した相談支援専門員を配置しています。

② 精神障害者支援体制加算

精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了した相談支援専門員を配置しています。

対象となる研修名及び研修を終了した相談支援専門員氏名は下表のとおりです。

| 対象となる研修名 | 氏名 |
|------------------------------|-------|
| 強度行動障害支援者養成研修(実践研修) | 内藤 重則 |
| 精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援法等に関する研修 | 内藤 重則 |